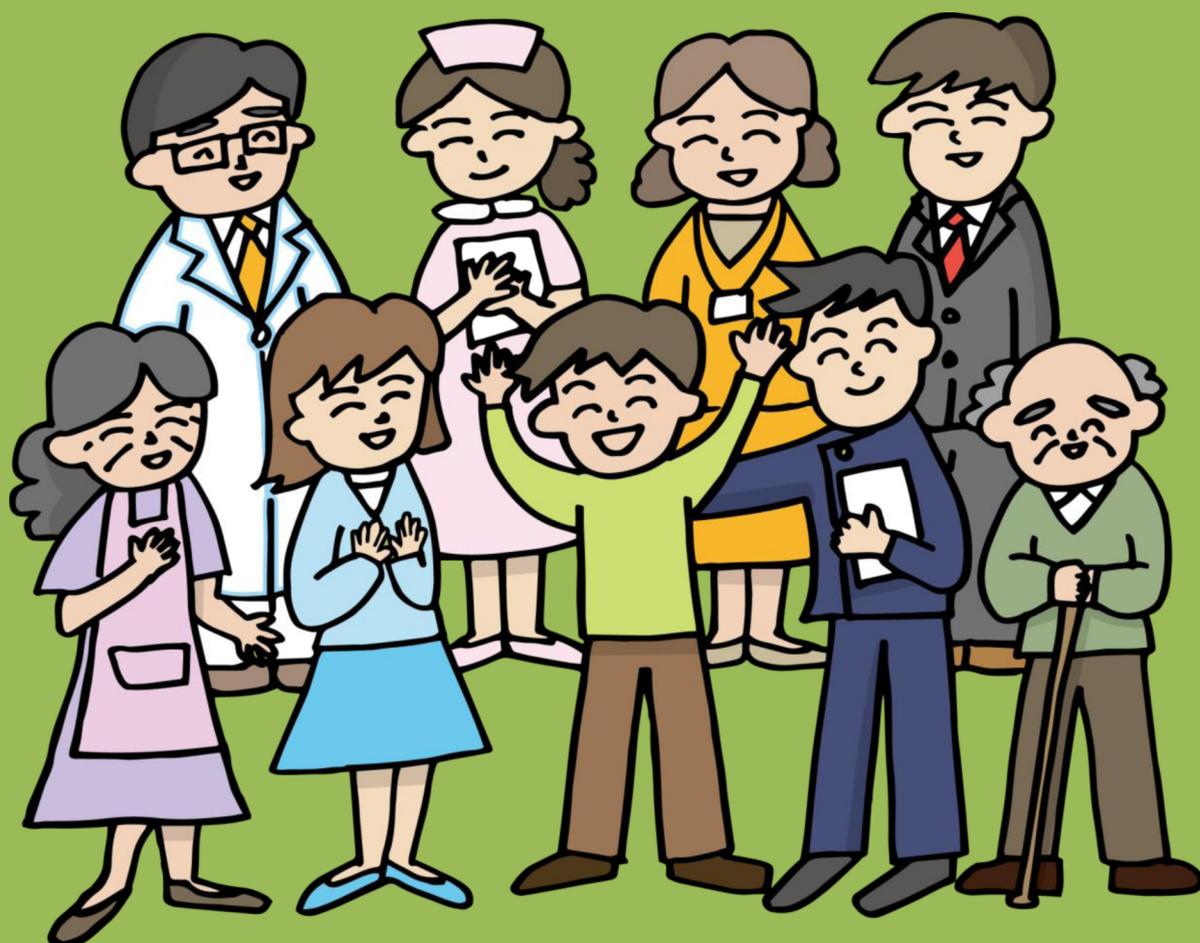


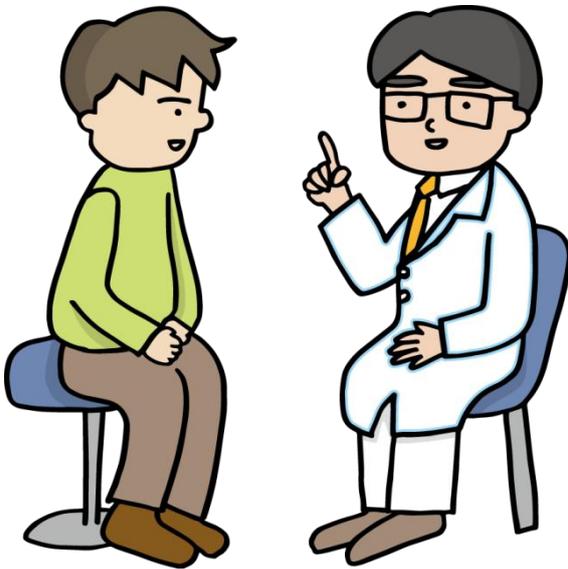
いりょうかんさつ
医療観察

ガイドブック

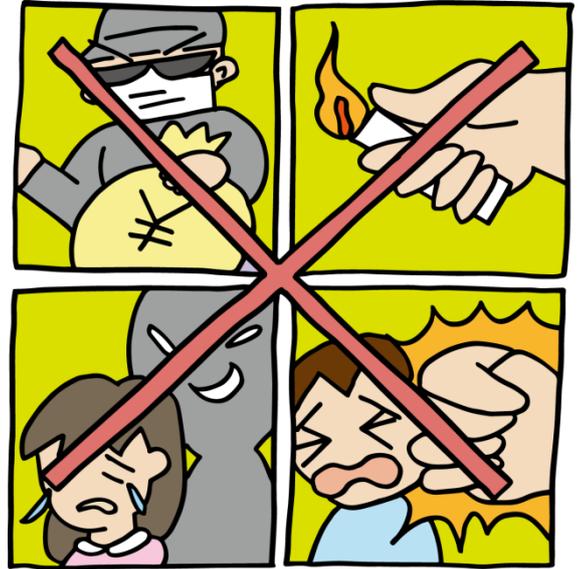


医療観察制度について

いりょうかんさつせいど
 医療観察制度とは、^{びょうき} ^{せいしんしょうがい} **こころの病気（精神障害）**
^{げんいん} ^{おお} ^{じけん} ^お ^{ひと} ^{びょうき}
 が原因で大きな事件を起こした人が、その病気
^{ちりょう} ^{しゃかい} ^{ふっき} ^{しく}
 の治療をしながら社会に復帰するための仕組み
 です。



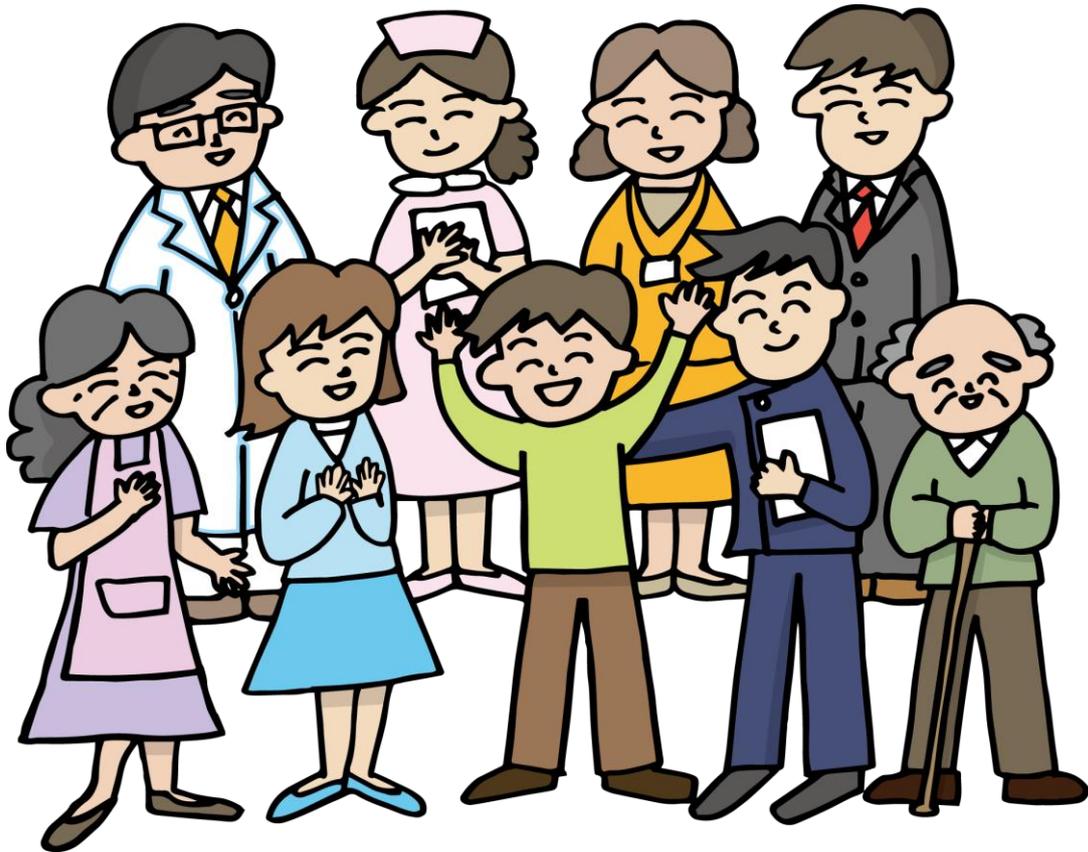
^{びょうき}
こころの病気
^{せいしんしょうがい} ^{ちりょう}
（精神障害）の治療
 をつづける



^{おな} ^{じけん}
同じような事件を
 くりかえさない

しゃかいふつきちようせいかん
社会復帰調整官

あなたが地域ちいきの中で安心なかして暮らせるあんしん
ように、医療観察制度いりようかんさつせいどの最初さいしょから最後さいご
まで関わりかか、見守りみまもなどをする
保護観察所ほごかんさつしょの職員しょくいんです。



しゃかいふつき
社会復帰

いりょうかんさつせいど 医療観察制度のながれ



- さつじん
 殺人
- ほうか
 放火
- ごうとう
 強盗
- きょうせいせいこうとう
 強制性交等
- きょうせい
 強制わいせつ
- しょうがい
 傷害

けんさつかん
検察官
による
もうした
申立て



けいさつ けんさつ とりしら
警察・検察の取調べ



さいばんしょ
裁判所

ゆうざい
有罪

しんしんそうしつとう
心神喪失等で
ふきそ むざい
不起訴・無罪
など

けいむしょ
刑務所 など

しんばんきじつ
審判期日

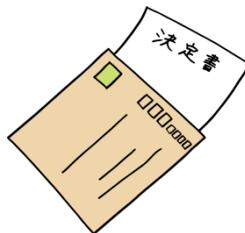
かんていにゆういん さいちよう げつ
鑑定入院（最長3か月）



しんばんきじつ さいばんしょ
審判期日（裁判所など）



しんばんけつか
審判結果



てがみ し
※手紙でお知らせ

にゆういんしよぐう けつてい
入院処遇の決定

つういんしよぐう けつてい
通院処遇の決定

ふしよぐう
不処遇

きやつか
却下

ふしよぐう
不処遇

きやつか
却下

いりょうかんさつせいど たいしょうがい
医療観察制度の対象外

にゆういんしよぐう
入院処遇
けつてい
の決定

つういんしよぐう
通院処遇
けつてい
の決定

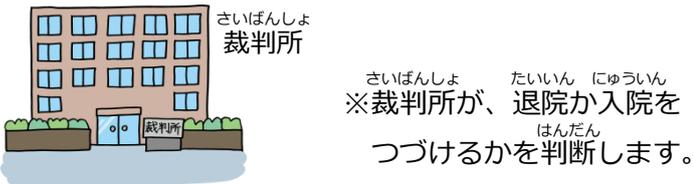
～はじまりから、おわりまで～

にゅういんしよぐう 入院処遇

にゅういんちりよう 入院治療



しんぱん 審判 (6か月ごと)



たいいんきよか
退院許可
けつてい
決定

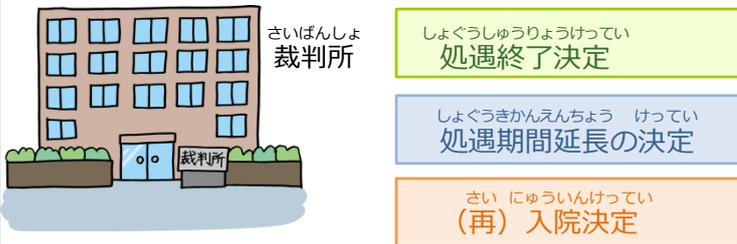
さい にゅういん
(再) 入院
けつてい
決定

つういんしよぐう 通院処遇

つういんちりよう 通院治療 (原則3年間)



しんぱん 審判



しよぐうきかん
処遇期間
まんりよう
の満了

しよぐうしゅうりよう
処遇終了
けつてい
決定

いりようかんさつせいど
医療観察制度による
処遇の終了



しんぱん

しよぐうけつてい

審判と処遇決定

さいばんしょ
～裁判所

しんぱん

審判によって、あなたの処遇（入院処遇または

かんていにゆういんちゆう

しんぱんきじつ

さいばんしょ

鑑定入院中や審判期日（裁判所など）では、誰

だれ

しんぱん じゆんび 審判の準備

せいしんかびよういん かんていにゆういん
精神科病院に鑑定入院

をします。

さいちよう げつかん
※最長3か月間



かんてい 鑑定

あなたのこころの病気
（精神障害）について

しら
調べます。

かんてい
鑑定医



せいかつかんきようちようさ 生活環境調査

あなたの生活について

しら
調べます。

しゃかいふつきちようせいかん
社会復帰調整官



つきそいにんかつどう 付添人活動

あなたの希望を

き
聞きます。

つきそいにん
付添人
べんごし
（弁護士）



しんぱん 審判

とうじつ 当日のイメージ

じけん
事件について
おし
教えてください。

さいばんかん
裁判官



つきそいにん
付添人
べんごし
（弁護士）



あなたの気持ちを
いっしょにつた
一緒に伝えます。

があなたの処遇を決めるまで～

通院処遇) が決まります。

から、どんなことを聞かれるのでしょうか？

期日

こちらの病気（精神障害）に
ついて教えてください。

精神保健審判員
(精神科医)

あなた

自分の気持ちや考えを伝えます。

【そのほかの参加者】

- 検察官
- 社会復帰調整官
- 精神保健参与員
- など

処遇の決定とその通知

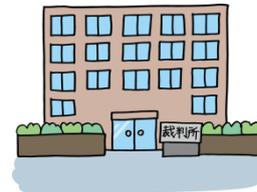
処遇の決定

- 入院処遇
- 通院処遇

医療観察制度
の対象

- 不処遇
- 却下

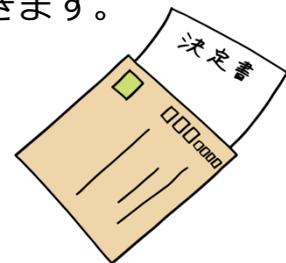
医療観察制度
の対象外



裁判所

審判結果の通知

審判結果が書かれた決定書が、
あなたに届きます。



入院処遇

あなたは、^{くに}国が^き決めた^{せいしんかびょういん}精神科病院に^{にゅういん}入院するこ
^{にゅういん}入院で、^{びょうき}こころの^{せいしんしょうがい}病気（^{ちりょう}精神障害）の^{ちりょう}治療をし
^{にゅういんちゅう}入院中には^{なに}何を^{かくにん}するのか、^{かくにん}確認してみましよう。

びょういんない ちりょう 病院内での治療

ちりょう れい 治療の例

- ^{びょうき}こころの^{せいしんしょうがい}病気（^{しんさつ}精神障害）の^{しんさつ}診察や^{けんさ}検査
- ^{つか}おくすりを使った^{ちりょう}治療
- ^{ひと}人づきあいの^{れんしゅう}練習
- ^{がいしゅつくんれん}外出訓練 など



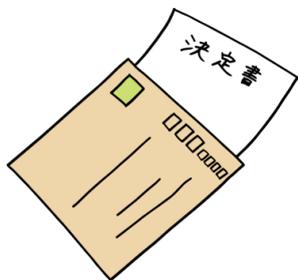
おも かんけいしゃ 主な関係者



にゅういんしょぐう 入院処遇の けつてい 決定



さいばんしょ
裁判所



ちいきしゃかい せいかつ 地域社会で生活する

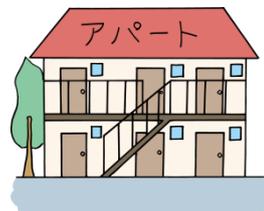
じゅんぴ れい 準備の例

- ^{す いえ}住む家
- ^{かよ びょういん}通う病院
- ^{まいにち す かた}毎日の^{かた}過ごし方
- ^{せいかつひ}生活費 など

^{たいいんご}いっしょに退院後のこと
^{かんが}を考えましよう！



ちいき しえんしゃ はなしあ
地域の支援者との話し合い



とになりました。

ながら、^{たいいんご}退院後の^{せいかつ}生活の^{じゅんび}準備をします。

さぎょうりょうほうし
作業療法士



せいしんほけん
精神保健
ふくしし
福祉士



りんしょうしんり
臨床心理
ぎじゅつしゃ
技術者



しゃかいふつきちようせいかん
社会復帰調整官が、
あなたが退院後に地域
しゃかい ^{たいいんご} ^{ちいき}
社会で生活できるよう
に、入院中から

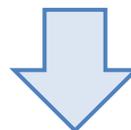
さまざまな
ばめん
場面で
かか
関わり
ます。



たいいん きよか
退院の許可
けつてい
の決定



さいばんしょ
裁判所



たいいんご ^{つういんしよくう}
退院後、通院処遇へ

じゅんび
準備



通院処遇から社会復帰

あなたは、^{くに}国が^き決めた^{せいしんかびょういん}精神科病院に^{つういん}通院すること
 通院で、^{びょうき}こころの^{せいしんしょうがい}病気（^{ちりょう}精神障害）を^{ちりょう}治療しな
 社会^{しゃかいふっき}復帰^{めざ}を目指します。

つういんしよぐう 通院処遇 (げんそく ねん 原則3年)



みんなで、あなた
 せいかつ ちりょう
 の生活と治療の
 かんが
 ことを考えます

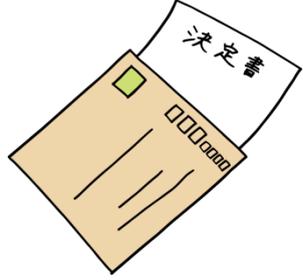


いりようかんさつせいど 医療観察制度のルール (まも 守るべきこと)

- じたく 自宅など決まった場所に住む。
- ひ こ 引っ越しをする場合には、^{ばあい}事前に^{じぜん}保護観察所^{ほごかんさつしょ}に届け出る。
- しゅうかんじょう 2週間以上の旅行をするときには、^{じぜん}事前に^{ほごかんさつしょ}保護観察所^{とど}に届け出る。
- ほごかんさつしょ 保護観察所からの^{よびだ}呼出しや^{めんせつ}面接^{おう}に応じる。

つういんしよぐう 通院処遇
 けつてい の決定

たいいん 退院の許可
 きよか けつてい の決定





とになりました。

ちいき しえんしゃ しゃかいふつきちようせいかん
がら、地域の支援者、社会復帰調整官とともに

いりようかんさつせいど しよくうしゅうりようご せいかつ
医療観察制度の処遇終了後の生活

しよくうきかん
処遇期間
まんりよう
の満了

しよくうしゅうりよう
処遇終了
けつてい
決定



さいばんしよ
裁判所

いりようかんさつせいど
医療観察制度の処遇終了
しよくうしゅうりようご



これからも
いっしょにやっ
てい
きましょう



ちいき しえんしゃ
地域の支援者
えんじよ
による援助



つういん びようき せいしんしょうがい ちりよう
通院して、こころの病気（精神障害）の治療をつづけていきます。

ひ ちいき しえんしゃ そうだん の
引きつづき、地域の支援者は、あなたの相談に乗ってくれます。

しよくうきかんえんちよう けつてい
処遇期間延長の決定

さい にゅういんけつてい にゅういんしよくう
(再)入院決定【入院処遇】



さいばんしよ
裁判所

よくある質問

しん
審

Q かんていにゆういん ひよう 鑑定入院の費用は、だれが払うの？ はら

A くに しはら 国が支払うため、あなたの医療費の負担はありません。
いちぶ れいがい ※一部、例外があります。

Q さいばんしょ き 裁判所が決めたことに納得がいけない時は、どうすればいいの？ なっとく とぎ

A けつてい ひ 決定の日から2週間以内であれば、あなたの言い分を裁判所に伝えること
しゅうかんない い ぶん さいばんしょ つた ができます。このことを、こうこく 抗告といいます。

にゆういんしよぐう 入院処遇

Q にゆういん ひよう 入院の費用は、だれが払うの？ はら

A くに しはら 国が支払うため、あなたの医療費の負担はありません。
いちぶ れいがい ※一部、例外があります。

Q にゆういん きかん 入院の期間はどのくらいなの？

A さいばんしょ たいいん きよか 裁判所が退院を許可するまでです。裁判所は、あなたのこころの病気
せいしんしょうがい ちりょう すず ぐあい (精神障害) の治療の進み具合などを見ながら、み 6か月ごとに、げつ たいいん 退院か
にゆういん はんだん 入院をつづけるかを判断します。

Q にゆういんちゆう しよぐう よ 入院中の処遇を良くしてほしい場合はどうすればいいの？ ばあい

A しよぐうかいぜんせいきゆう けんり 処遇改善請求という権利がありますので、にゆういん びやういん 入院している病院のスタッフに
そうだん 相談してください。

Q 保護者って、どんな人なの？

A あなたの処遇の状況を確認したり、必要な手続をしてくれる人です。

Q 審判期日の時間は、どのくらいなの？ ひとりで答えるの？

A 1時間くらいです。付添人（弁護士）がサポートしてくれます。

Q 審判結果の通知は、いつ来るの？

A 審判期日の1か月後くらいです。

通院処遇

Q 通院の費用は、だれが払うの？

A 国が支払うため、あなたの医療費の負担はありません。
※一部、例外があります。

Q 国が決めた病院には、いつまで通院するの？

A 通院が始まってから3年間です。
ただし、通院をつづけられずにこの病気の（精神障害）の具合が悪くなつた場合や医療観察制度のルールを守らない場合は、保護観察所が裁判所に処遇期間の延長や医療観察制度の入院を申し立てることがあります。

Q 通院処遇を終了してほしい場合は、どうすればいいの？

A あなたと保護者は、裁判所に処遇の終了を申し立てることができます。

よく聞く言葉

入院処遇

シーピーエーかいぎ CPA会議

入院している病院の担当チームが、家族や社会復帰調整官、地域の支援者を
病院に呼んで、あなたの治療の進み具合や退院後の生活について話し合う
会議です。あなたも参加します。

通院

通院医療

国が決めたあなたが通院する精神科病院のスタッフが、次のことなどをします。

- ・診察
- ・デイケア
- ・訪問看護

援助

地域の支援者が、次のことなどをします。

- ・家庭訪問
- ・相談
- ・生活に必要な手続のお手伝い

精神保健観察

社会復帰調整官が、次のことなどをします。

- ・保護観察所での面接
- ・家庭訪問
- ・こころの病気（精神障害）や生活の中での困りごとへのアドバイス
- ・こころの病気（精神障害）の具合が悪くなったときの対応

その他

内省

事件について振りかえることです。同じような事件をくりかえさないために
どうしたら良いかについても考えます。

処遇

クライシスプラン

あなたのこころの病気（精神障害）の具合が悪くなったときに、何をすれば
良いかが書かれている紙です。

ケア会議

社会復帰調整官が、家族や病院のスタッフ、地域の支援者を呼んで、次のこと
を話し合う会議です。あなたも参加します。

- ・こころの病気（精神障害）の治療の状況
- ・こころの病気（精神障害）の具合が悪くなったときの対応方法
- ・今後の生活に関するあなたや家族の希望
- ・地域の支援者が援助すること など

処遇実施計画書

ケア会議で話し合った内容を保護観察所がまとめた紙です。
次の内容が書かれています。その内容は社会復帰調整官が説明します。

- ・あなたの希望や目標
- ・通院による治療の方法・回数
- ・社会復帰調整官の見守りの方法・回数
- ・地域の支援者が援助する方法・回数
- ・緊急時の対応 など

メモ欄

ほごかんさつしよ
保護観察所 (

しぶ
支部)

でんわ
電話 :

しゃかいふつきちようせいかん
社会復帰調整官 :
